

「第1次国土強靱化実施中期計画（素案）」に関する意見募集の結果について

令和7年6月6日

内閣官房国土強靱化推進室

「第1次国土強靱化実施中期計画（素案）」について、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和7年4月2日（水）から令和7年4月22日（火）

実施方法：電子政府の総合窓口[e-Gov]

意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム

2. 意見受付総数

113件（39の個人・団体）

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「第1次国土強靱化実施中期計画（素案）」に関する意見に対する考え方」

第1次国土強靱化実施中期計画（素案）に関する意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	宇都宮市では、国土強靱化に向け、地域の現状や課題を踏まえながら、気候変動に対応した流域治水対策としての河川、下水道整備、道路ネットワークの強化等、官民一体となって取り組んでいる。 国土強靱化に向けては、建設業界の人手不足や建設資材価格の高騰などにより建設コストが増大しており、建設事業などを取り巻く環境が著しく悪化している状況にある。 こうした事業環境下にあっても、切迫する大災害に備える国土強靱化に向けた取組の加速化を図る必要があることから、国の支援の更なる強化が必要である。	第1章において、対策の実施にあたっては、国と地方、省庁、官民等の組織の枠を超えて連携強化を図り、ハード・ソフト対策を一体的に推進する旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
2	防災庁の設置等、従来の国と地方自治体の関係性が変化する過渡期において、初動の遅れが発生しないよう、国と地方自治体の役割分担の再整理と、連携強化の取組に期待する。	第1章において、初動対応から復旧・復興に至る災害対応フェーズにおいて、特定の地域・人材等に過度な負担が生じないよう、広域的な連携体制の強化を図る旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
3	災害対策は堤防を高くしたり、道路、建物の耐震化を図ることで「国土強靱化」としているが、温暖化による異常気象に対し、対応に限界もあることから、諦めるレベルの判定も必要である。日本全国のインフラを全て新しくすることは無理であり、整備する地域、しない地域に分けることも仕方がないのではないか。	第1章において、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施していくこととする旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
4	「東京一極集中是正の見直し」 東京と地方都市では「あるべき姿」が異なり、単なる人口の適正配分によって、両者が達成するものではない。東京一極集中の是正のため、地方都市への支援に偏重すると、東京圏の国際都市間競争を勝ち抜くという「あるべき姿」に向けた施策が疎かになる。よって、人口減少と東京一極集中に因果があるかのような記載は、今後の国策やそれに紐づく地方自治体による施策を推進していく上で、重大な誤解を招くおそれがある。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
5	近年、雷雨の増加、高気温の日が増加し、警報等も新設されているが、直近では中学校での部活動中の落雷もあり、注意報・警報が発表された後の対応、行動まで徹底されていない状況が見受けられる。学校の部活動だけでなく、地域および民営の運動チーム等においても同様のリスクがある。 「国と地方、省庁、官民等の組織の枠を超えて連携強化を図り、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。」とのことでしたので、ソフト面の強化の際に検討項目として追加すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
6	「第1章基本的な考え方」「（災害外力・耐力への対応）」に、神奈川県丹沢山地におけるシカ食害が及ぼした、静かで長期間にわたる大きな影響をもたらした現象についても記載すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

7	「P4 1行目から3行目」について、グリーン社会実現のためには「適応対策」と「緩和対策」の両面の対策が必須であり、特に緩和対策においては、我が国のGX政策推進に向けて、グリーンステール等の低CO2製品の積極的活用が重要であり、他の計画とも一貫した政策を打ち出す必要がある。	第1章において、二酸化炭素排出量の削減に資する材料、建設機械などの技術開発の動向を踏まえ、総合的な観点から活用に向けた取組を進める旨、追記しております。
8	「P4 28行目からP5 23行目」について、気候変動対策への国際的な潮流と、これを踏まえた我が国のGX戦略推進の観点から「国土強靱化の取組の一環として、各種工事において、我が国のGX推進に資する製品の積極的な採用を推進する」旨を追記すべき。	第1章において、二酸化炭素排出量の削減に資する材料、建設機械などの技術開発の動向を踏まえ、総合的な観点から活用に向けた取組を進める旨、追記しております。
9	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、慢性疾患のある方、外国人などの要配慮者に対し、次の点に対し、より具体的かつ実効的な施策の充実を求める。 「避難行動要支援者の名簿整理と早期移送体制の義務化」 全国共通の作成・更新・運用ガイドラインを整備し、名簿情報を関係機関と共有出来る体制を法的に明確化することが必要。さらに、発災時の福祉避難所等への移送行動計画を平時から作成、訓練を徹底すべき。 「要配慮者への対応を想定した避難所運営の基準整備」 事前指定された福祉避難所における最低限の受け入れ基準・物資の配備を国の基準として設定し、自治体の予算措置と連携を支援すべき。	第1章において、「誰ひとり取り残さない」との考えに立ち、障害者や高齢者、こども、女性、外国人等に配慮した取組を進める等について記載するとともに、第4章1（5）においてスフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善等について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
10	P.7（23～24行）「ライフラインの機能維持・早期復旧を可能とし」に「被害（被災）の最小化」などの説明も有効ではないか。	第1章において、未曾有の大規模自然災害から一人でも多くの人命を守り、国民生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図る旨を記載しております。
11	「ガスCGS等の脱炭素化に向けた、国に中長期的な計画の策定」 従来のネットワーク型施設の強靱化に加え、自立分散型システムの導入など、地域の実情に応じた再構築によって、次世代に渡り機能するライフラインへの転換を図るとの考えには大いに賛同する。建物単体ではない面的エネルギーネットワークを構築することが重要であり、中長期に渡って国土強靱化に重要な役割を果たし続けると考える。今後も、自立分散型面的エネルギーネットワークを構築していくためには、国が水素やメタンの普及期を見据え、中長期的なリブレース計画を作成し、事業者等に明示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
12	「その際、防災・減災対策との一体的な推進」に関連する事項として「被害の最小化」や「早期復旧」の文言も有効ではないか。	第1章において、未曾有の大規模自然災害から一人でも多くの人命を守り、国民生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図る旨を記載しております。
13	「P32 33行目からP33 8行目」携帯電話基地局強靱化対策事業として、災害時の自立電源たるLPガス発電設備を装備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、重要な拠点となる施設をカバーする携帯電話基地局に対し、LPガスを含む非常用電源等の設備導入を促進することとしております。
14	同上	同上
15	同上	同上

16	「P39 9行目からP43 22行目」について、災害時の行政機能・ガバナンス維持のため、非常用電源設備として、LPガス仕様の非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を導入すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
17	同上	同上
18	「P41 12行目からP42 35行目」「P42 23行目から27行目」について、災害時の病院や社会施設等における電源確保のため、エネルギーの最後の砦であるLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
19	「P41 12行目からP42 35行目」について、災害時の病院等における電源確保のため、エネルギーの最後の砦であるLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
20	同上	同上
21	「P42 23行目から27行目」について、社会施設等における電源確保のため、エネルギーの最後の砦であるLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
22	同上	同上
23	「P44 1行目から8行目」について、災害時の最後の砦であるLPガスを活用した非常用発電機・GHP（ガスヒートポンプ）・生活用水浄水器を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
24	「P45 13行目から31行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設及び避難所となる学校体育館や災害拠点病院、中央・地方の行政機関等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を設置するとともに、緊急時にすぐに活用出来るよう平時からLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
25	「P45 26行目から31行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設及び避難所となる学校体育館や災害拠点病院、中央・地方の行政機関等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を設置するとともに、緊急時にすぐに活用出来るよう平時からLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。

26	同上	同上
27	「P46 30行目から33行目」について、災害時に早急に社会機能維持が必要となる公共施設及び避難所となる学校体育館や災害拠点病院、中央・地方の行政機関等の重要施設に自立分散型エネルギーであるLPガス設備を設置するとともに、緊急時にすぐに活用出来るよう平時からLPガス仕様のGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
28	「P47 19行目から26行目」について、地方支分部局等の電力確保の改修はLPガスを活用した非常用発電機とGHP（ガスヒートポンプ）を整備すべき。	第3章別表において、災害時等に備えて需要家側において燃料タンクや自家発電設備の設置等を推進する旨記載しており、当該方針に基づき、避難所や病院等の災害時において特に重要な拠点となる施設に対し、LPガスタンクや非常用発電設備等の設備導入を促進することとしております。
29	同上	同上
30	「P21 30行目からP22 17行目」について、災害時の交通インフラであるLPガス自動車の利用に支障がないようLPガススタンドの老朽化対策を講じるべき。	第3章別表において、自家発電設備等を備えた中核充填所の機能維持等を進めることにより、災害時におけるLPガスの安定供給の確保を図る旨追記しており、当該方針に基づき、取組を進めてまいります。
31	同上	同上
32	同上	同上
33	「P21 30行目からP22 17行目」について、災害時の最後の砦であるLPガス供給に万全を期すため、中核充填所及び二次基地の老朽化対策を講じるべき	第3章別表において、自家発電設備等を備えた中核充填所の機能維持等を進めることにより、災害時におけるLPガスの安定供給の確保を図る旨追記しており、当該方針に基づき、取組を進めてまいります。
34	同上	同上
35	同上	同上
36	「P32 33行目からP33 8行目」について、エネルギー基本計画において「エネルギーの最後の砦」とされるLPガスの供給維持のため、充填所及び二次基地の機能維持のために老朽化対策を講じるべき。	第3章別表において、自家発電設備等を備えた中核充填所の機能維持等を進めることにより、災害時におけるLPガスの安定供給の確保を図る旨追記しており、当該方針に基づき、取組を進めてまいります。
37	同上	同上
38	同上	同上

39	「P21 30行目からP22 17行目」について、能登半島地震において国家備蓄基地が被災した反省を活かし、LPガス国家備蓄基地及び輸入基地の機能維持・強靱化のための措置を講じるべき。	LPガス備蓄については、第7次エネルギー基本計画に基づき、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持することとしております。
40	同上	同上
41	同上	同上
42	「P44 1行目から8行目」について、キッチンカー等の移動式車両等における熱エネルギー源としてのLPガス供給は大事であり、質量販売における一層の消費者保安シフトや質量販売緊急時対応講習の促進が必要。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
43	「国土強靱化基本計画」などと整合させるため、P46 35行目を「○避難所等における再生可能エネルギーや災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築」と修正（下線部を追記）するべき。	第3章別表や第4章1（5）に記載されている施策名を、「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーの導入推進対策」に変更いたしました。
44	P46の「○避難所等における再生可能エネルギーを活用した自立分散型の電源」との項目、それに続く施策名を「・避難施設等への自立分散型再エネ設備等の導入推進対策【環境】」については、電力供給の安定化に有効なコージェネレーションなどについても示すべきであることから項目を「○避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネ設備・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーの構築」に、施策名を「・災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策【環境】」と修正すべき。	第3章別表や第4章1（5）に記載されている施策名を、「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーの導入推進対策」に変更し、項目名もあわせて変更いたしました。
45	P69、P76の表に記載の【対策内容（施策名）】「避難施設等への自立分散型再エネ設備等の導入推進対策」について、変動制再エネに対して、災害に強く調整力として電力供給の安定化に有効なコージェネレーションなどについても記載すべきであり、これまで使用していた施策名を簡略化すると、本来の施策の意図が反映されない。よって「災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策」と修正すべき。	第3章別表や第4章1（5）に記載されている施策名を、「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーの導入推進対策」に変更いたしました。
46	P78 表中最下段の目標について、自律分散型面的エネルギーシステムによるエネルギー供給の核となる主たる設備がコージェネレーションであることから「コージェネレーションなどの」と追記するのが適当。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

47	<p>大震災が発生した際、多くの地域で基幹インフラが断絶する状況に見舞われ、該当地域の基地局の予備電源が無くなると通信網が使用できなくなる。自家発電機は燃料の保管容量と輸送の問題が発生する。海外では、ディーゼル発電と太陽光発電を組合せ、燃料の消費量を抑えたりしているモデルも増えている。</p> <p>移動型太陽光コンテナモバイルユニットのようなものを各自治体が保有すれば、平常時は普通に太陽光発電の電力を活用、災害時は、被災地エリアの避難先等へコンテナユニットを移動、設置して被災地の電力供給を賄うことができる。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
48	<p>対策完了となる時期が長期となっている対策については、この間に巨大地震が発生する可能性が高いことから、完了時期を前倒しすべき。</p>	<p>第4章において、施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は8割程度とされ、今後も確率の上昇が見込まれること、大雨の発生頻度は既に有意に高まっていること等に鑑み、いどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に検討・設定したものである旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>
49	<p>国交省が公表している浸水ナビの未整備河川の早期整備完了に期待する。</p>	<p>第4章1(1)において、中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>
50	<p>「《気候変動に対応した流域治水対策等の推進》」に、シカ食害による影響に関する項目を追加すべき。</p>	<p>第4章1(1)において、森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>
51	<p>「貯水池機能の回復」に関する指標と「林床被度の確保」に関する指標について、土砂の流送実態からみて時間的に齟齬がある。貯水池の回復率のR47の目標数値をR12と同程度にするか、林床被度の確保のR12の目標数値を80%以上に設定するか、どちらかを修正すべき。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
52	<p>「地籍調査の推進、登記未了土地等の解消」 国土強靱化の施策について、上記施策が挙げられていることに大いに賛同する。相続未了登記不動産等の一部対策は進行しているが、戸籍情報等の連携による自動更新など、更なる抑制施策が必要。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>「通信衛星等の活用による情報伝達手段の多重化」 施策の推進にあたって、情報伝達手段の多重化の観点から、通信衛星システムの利用について、国を挙げて取り組むべき。</p>	<p>第3章別表において衛星通信システムに関する制度整備等の推進について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>

54	<p>「(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」の前文では「衛星」という言葉が含まれているが、「衛星」データ活用に関連する目標がない。例えば「災害前の衛星データベースマップ（光学、SARの双方、空間分解能1m以上）を整備し、年1回以上の更新を行う」等の目標を設定することで、発災後、災害復旧時の速やかな状況把握、復興モニタリングが実現できると考える。</p>	<p>第4章1(1)において監視・観測体制の強化と予測精度向上、効果的な情報発信において、静止気象衛星の整備等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上やSAR衛星データ等による全国陸域の地殻変動の監視等について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>
55	<p>ドローン測量をしたくても、目視外飛行になるなど、資格者でないと飛行させることができない。また、資格取得時の行政手続きに非常に時間がかかる。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
56	<p>災害時に活躍する中小企業の建設業にICT、BIM、CIMを強いるが、今度は自動化。大手が支援、指導する仕組みがない限り、デジタル貧乏になる。専門業者に多額の費用を支払いサポートしてもらわなければデジタル化出来ないのが現状。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
57	<p>インフラの更新や耐震化の推進が喫緊の課題となっている。しかし、地下の埋設物の正確な位置情報の欠如が地下インフラの更新等の推進を妨げている。長期的な視野となるが、今後、地下埋設物の更新や耐震化時には竣工情報をデジタル三次元で記録することを早期に開始すべき。</p>	<p>第4章1(1)において、3次元データの納品などICT施工技術を活用した施工の効率化・省人化に資する対策について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。</p>
58	<p>大規模災害に対して、発災後の速やかな状況把握、復旧計画の最適化、復興状況のモニタリングには、ALOSシリーズに代表される大型衛星と民間事業者が推進する小型衛星をベストミックスした活用が不可欠。防災・減災の観点で、ALOSシリーズ等の地球観測衛星の後継機の議論及び宇宙基本計画への反映を進めるべき。本件に関する目標を明確に設定することを提案する。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>線状降水帯・台風等の予測精度の維持・向上には静止気象衛星だけでなく、マイクロ波放射計(AMSRシリーズ)の観測データも数値用法モデルに同化させることが必要不可欠。現在の宇宙基本計画では、AMSRシリーズの開発、打ち上げが予定されていないことから、AMSRシリーズの地球観測衛星の後継機の議論及び宇宙基本計画への反映を着実に進めるべき。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
60	<p>「P7 21行目から24行目」について、下水道管路の場合、自治体毎に諸条件が異なることから、地域の実情を踏まえることが重要。本計画の裏付けとなる事業推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

61	埼玉県八潮市における道路陥没事故の発生など、今後、道路陥没の問題はさらに深刻化すると考えられる。 道路の維持管理の一環として定期的かつ計画的な路面下空洞調査の実施が不可欠。特に本計画の中に、道路の維持管理対策として組み込むことが急務である。	第4章1(2)において、道路施設の老朽化対策について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。なお、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等において、道路管理者を始めとする他の管理者とのリスク情報の共有のあり方等も含めて議論を行っているところであり、これらの議論を踏まえ、取組を進めてまいります。
62	年間1万件以上の道路陥没が発生している現状や、八潮市のように影響の大きい陥没事故も発生していることを踏まえると、路面下空洞調査を活用した道路陥没防止対策を、改めて国の基本政策に位置付ける必要がある。第1次国土強靱化実施中期計画へ盛り込み、社会状況の変化に応じた柔軟かつ迅速な対応が求められると確信しております。	第4章1(2)において、道路施設の老朽化対策について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。なお、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等において、道路管理者を始めとする他の管理者とのリスク情報の共有のあり方等も含めて議論を行っているところであり、これらの議論を踏まえ、取組を進めてまいります。
63	P24 21行目の「道路ネットワークの耐災害性強化」について次の施策を追加していただきたい。 ・積雪寒冷地域においては、厳冬期の降雪期であっても迅速な初動対応や早期の復旧・復興を可能とするため、大雪や暴風雪など冬季における耐災害性の強化が必要であり「除排雪の強化(除雪機械の計画的な更新・増強を含む)」を追加	第1章において、積雪寒冷地特有の課題に対して配慮した取組を進める旨、追記するとともに、第4章1(2)において、「道路の雪寒対策の推進」を位置付けており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
64	高速道路網の早期形成は国土強靱化を図る上で極めて重要。未整備区間や4車線化優先整備区間だけでなく、無料区間についても脆弱性評価を実施し、4車線化の整備対象とすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
65	災害に強いネットワークとして無料の高規格道路も4車線化を順次進めていくべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
66	P24 21行目の「道路ネットワークの耐災害性強化」について次の施策を追加していただきたい。 ・被災地の孤立を解消し、救命・救急、緊急物資の支援、復旧作業にあたる災害対応車両の通行を確保する道路啓開の実効性を高めるため「高規格道路の緊急開口部整備」を追加	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
67	首都直下地震に備え、環状八号線の外側における復旧拠点となる大規模な道の駅の整備に期待する。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
68	南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念され、新幹線の基本計画路線についても一刻も早く整備を推進するため、施策及び目標に「基本計画路線等の整備推進」を追記すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

69	新幹線の整備は、将来にわたり不断に事前防災の取組として進めていくことが必要であるため、「第4章 推進が特に必要となる施策」に「整備新幹線、リニア中央新幹線及び基本計画路線等の幹線鉄道ネットワークの整備推進」を追記すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
70	23ページに「鉄道施設の老朽化対策」があるが、国土強靱化実施中期計画の老朽化対策に、都市部の鉄道シールドトンネルの補修・補強は入っているのか。入っていない場合は加えるべき。 また、こうした対策に対する国庫補助として「鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策事業）」があるが、補助対象外とされた事業者にも補助すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
71	「建設・医療等の支援者の負担軽減や災害対応における生産性向上を図る。」に、「最前線への最新・必要情報の提供」などの説明も有効ではないか。	第4章1（3）において、日進月歩で進化を遂げる最先端技術の積極活用を進め、災害現場の最前線に対応に当たる支援者の活動環境や、被災者の避難生活の環境改善を図る旨を記載しております。
72	「事前復興の進展・加速のための再開発の支援」 「地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進」することについて、大いに賛同。特に「事前復興」は、国土強靱化を推進する上で重要な考え方。今後の事前復興を進展・加速させるため、民間事業のスピードアップ、既成市街地の更新等の課題解決に資する法改正、予算及び税制措置の継続・拡充等の支援を検討すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
73	都市部マンションを中心に在宅避難が推奨されていることから、関係法令により、非常用発電機の設置基準の明確化、仮設トイレ等の備蓄義務化に期待する。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
74	「P24 23行目から27行目」について、自立分散型システムの導入やダウンサイジング、統廃合を進めるだけでなく、国土強靱化に繋がる様々な方策について、自治体の実情や要望を踏まえ、柔軟に運用していただきたい。	第4章1（4）において、安全・安心なまちづくり・地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、計画策定段階から、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化を図る旨記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
75	地方自治体も含め、避難施設（シェルター）や備蓄の確保、本人確認を確実にできる方法等を検討すべき。	第4章1（5）において、避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進について記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。 なお、いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
76	「帰宅困難者一時滞在施設の二次被害に対する賠償責任」 二次災害に起因する帰宅困難者等への損害賠償の負担を防災拠点の運営側に関われないような法制度等を整える。運営側が損害賠償責任を負うリスクをなくした制度の創設等を通じ、帰宅困難者の防災拠点の整備促進を図るべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

77	災害時の火事場泥棒に対する対策、罰則が必要。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
78	大災害が起こった場合、外国人にはなるべく自国に退去するよう求めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
79	建設・技術分野では技術者の高齢化や担い手不足が構造的な課題となっており、既存人材のスキルアップ、新たな人材の確保育成が必要である。学生等に対して建設分野の社会的意義や魅力を発信するなどの広報や、地域において技術者が安定的に定着・活躍できる環境の整備も、国土強靱化施策の持続的基盤として、計画に明示すべき。	第4章1(5)において、「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策を推進する、と記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
80	能登半島地震では発災から72時間は外部からの救援もままならない状況であったことから、地元建設業者の担う役割は非常に大きい。群マネの推進にも有用である。このことから、国土強靱化を進めるうえで、地元建設業の活用についても盛り込むべき。	第4章1(5)において、「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策を推進する、と記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
81	住民に頭を下げて工事をPRしているのは建設業者。国も自治体も建設業の必要性をPRして欲しい。「皆さんの生活を守っているのは建設業」などと感謝される社会になれば建設業界にも人が来る。	第4章1(5)において、「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策を推進する、と記載しており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
82	「「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策」とあるが、地域の守り手は建設業だけではないのではないか。また、担い手確保については、平時から地元のパートナー企業の育成が必要ではないか。「防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策」も同様。	関連施策の内容に応じた記載としております。なお、いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
83	災害時における緊急重要物資の配送能力を確保するため、海上・陸上の輸送を担う人材の育成・確保を一層推進・強化する必要性について、計画に明記すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
84	計画の目標年度を2年程早めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
85	各施策の実施中期計画の完了年における完了率について、始期から終期の年数を等分割して算出される令和12年時点の完了率を下回る施策については、整備完了率を引き上げるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
86	20兆円は、現行の5か年加速化対策を策定した令和2年度からの物価上昇率をベースとしているが、昨今の気候変動により豪雨災害が頻発化、激甚化しており、事前の防災・減災、国土強靱化に取組む必要性が従来にも増して高まっている。令和7年度以降の物価上昇も踏まえ、さらなる増額が必要。国民の生命・財産を守るのは国家の使命であり「予算編成過程で反映」では、国家の意思が国民に届かない。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。

87	建設コストは高騰しており、現段階で示されている事業規模（20兆円強）では大きな拡大は期待できない。更なる事業規模（25兆円程度）の充実強化を期待する。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
88	災害の頻発化、激甚化を踏まえ、一層の国土強靱化の取組の推進が必要であるため、現状の5か年加速化対策を大幅に上回る事業規模が必要である。国土強靱化の加速化を図りつつ、今後の物価上昇を考慮し、概ね25兆円が措置されるべき。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
89	事業規模について、20兆円強程度を目途とされているが、近年の資機材価格の高騰、人件費に上昇等の状況を鑑みれば、20兆円強では不足が予想される。計画に記載のとおり、今後の資材価格、人件費高騰等の影響については、確実に予算編成過程で反映していただきたい。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
90	事業規模について、現下の資機材・人件費の高騰、今後のGX関連諸コストの上昇の中、新たな施策を含む広範な対策を迅速に進めるためには不十分であり、日本建設業連合会が求める25兆円を更に上回る規模が必要である。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
91	事業規模について、建設工事費デフレーターの数値が上昇していることなども踏まえ、概ね25兆円の措置と明記すべき。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
92	物価上昇等も考慮すると現状の5か年加速化対策を大幅に上回る事業規模が必要であり、全国建設業協会等で試算している概ね25兆円を措置すべき。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
93	防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策等を計画的かつ強力に推進していくため、今後の労務費の上昇、資材価格の高騰等の影響も反映して、5年で25兆円の事業規模を確保すべき。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
94	本計画の事業規模については「20兆円強」とされているが、近年の資材価格や人件費の高騰も踏まえ、計画の安定的な推進を確保するためにも、25兆円強程度の予算確保が望ましい。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
95	国土強靱化の骨子に賛同する。 今後5年で20兆円強程度の増強との記載があるが、近々の物価上昇の展望を踏まえると、さらなる積み増しが必要ではないか。また、異常気象に伴う災害の頻度も、増加傾向にあることも明らかであるため、その部分も考慮いただきたい。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。

96	「P49 29行目から30行目」について、GX推進に伴い、資材費等のコストアップが見込まれるが、第6次環境基本計画において「政府として初期需要創出に貢献」とされていることから「環境インフレ等の影響」についても追記する。	第4章2において、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する旨の記載をしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
97	「限りある予算の都心部への優先配分」 防災・減災、国土強靱化の取組については、限りある予算を有効的に使うため、災害リスクの実情や緊急性等ではなく、人的損害、経済損失の大きさに応じて優先順位をつけて施策を講じるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
98	個々の施策ごとではなく、全体としての脆弱性について、現状を評価したうえで、5年間でどの程度までレベルアップするのか、全体のビジュアル感が欲しい。	第5章において、「第4章において示した推進が特に必要となる施策については、予算の確保やその執行状況も含めてフォローアップを行うものとする。併せて、災害経験から得られた知見を確実に継承していくため、対策の課題や効果についてとりまとめ、効果的に発信する」こととしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
99	都道府県単位において、地方自治体管理の施設も含め、脆弱性の現状レベルと5年間の方向性や目標の見える化が必要。また、半島・離島等に原発立地地域が重なった場合の対策強化のあり方についても記載すべき。	第5章において、「南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置づけ等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする」こととしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
100	発生確率の高い巨大地震への対策は喫緊の課題であるとの認識のもと、それぞれの地区における対策完了率を内訳表示し、見える化することで対策実施の更なる加速化を推進すべき。	第5章において、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置づけ等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとするとしており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
101	「建設国債」を増発して、国土強靱化を推し進める必要がある。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
102	国土強靱化に資する広範な施策が織り込まれ、かつ具体的な数値目標を定めたことは評価したい。迅速に施策が実行されることを求める。	計画策定の上、着実に取組を進めてまいります。
103	日本は災害と共に生きる国であり、インフラの老朽化も含めて（地方や離島も）少しでも早く動くべき。	計画策定の上、着実に取組を進めてまいります。
104	今後、ITに関する知識は大学で必須科目とし、それをベースとして専門を学ぶ形にしないと日本は立ち行かなくなる。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
105	国民の命や財産・健康などを守るのが仕事。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
106	P.7（2行）「国土強靱化政策の展開方向」に（5本柱）をいれたほうが分かりやすいのではないか。	P6において記載しております。

107	P78 表中最下段の目標について、「自律分散型」ではなく、「自立分散型」が適当。	「自立分散型」に変更いたしました。
108	「耐震整備完了率」や「耐震化完了率」、「耐震対策の完了率」等の類似語については、整理したほうが分かりやすい。	各府省庁が活用している用語に基づく記載としております。
109	「上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化」について、「耐震化完了率」「耐震適合率」「耐震化率」等の類似語については、上下水道と同様な指標としたほうが分かりやすい。	各府省庁が活用している用語に基づく記載としております。
110	「保健医療福祉支援の体制・連携強化、災害拠点病院を始めとする医療機関の耐震化、非常用電源・通信等の整備」においては、上下水道システムにおける「重要施設」とリンクする旨の表記も必要ではないか。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
111	「避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化」においても、上下水道システムにおける「重要施設」とリンクする旨の表記も必要ではないか。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
112	「社会経済活動の計画的抑制」とは具体的にどんなことを想定しているのか。民間企業の社会経済活動について、規制を検討しているものはあるのか。	計画素案に先立ち実施した国土強靱化施策の評価にあたり、公共交通機関の計画的運休に併せて、企業等のルールづくりが広がりを見せている旨説明しており、災害経験を踏まえ課題を明確化し、これらの実施環境が順次改善が図られていくことを想定しております。
113	内容について確認した。	—